

5月是水防月間

問 防災課防災係

雨の多くなる季節を前にハザードマップで自宅周辺の浸水予想を確認するなど、いつ来るかわからない水害に備えましょう。

浸水予想を確認するには

- 青梅市民防災ハンドブック
(防災課、各市民センターで配布中)
- 電子版青梅市防災マップ
▷市ホームページから閲覧可
- ハザードマップ め組
▷自治体が発令する避難情報をもとに、プッシュ通知で住民に危険をお知らせする防災地図情報アプリ



△青梅市防災マップ



△ハザードマップめ組

事前の備え

避難場所・避難経路の確認

▷ハザードマップ上で近くの避難場所までの経路を確認しましょう。

東京マイ・タイムラインの作成

▷自身や家族の避難行動をあらかじめ時系列で整理・確認するものです。

災害伝言サービス等、家族の安全の確認

▷複数の連絡方法や安否確認方法、「災害用伝言ダイヤル(171)」・「災害用伝言版」等の災害伝言サービスの利用方法を確認しましょう。

避難時の荷物の確認

▷避難時の荷物は必要最低限にし貴重品、衣類、非常用飲食品等を準備しましょう。



△ハザードマップ



△東京マイタイムライン

台風等が近づいたら

気象予報等情報の把握

- ▷テレビやラジオ、携帯電話等で雨量情報や土砂災害警戒情報を確認
- ▷都建設局ホームページや都水防災情報システムで河川の状況を確認



△都建設局ホームページ



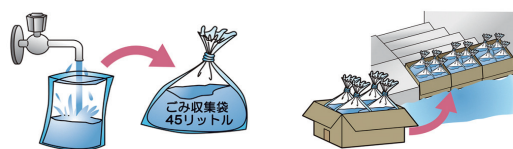
△都水防災情報システム

家にあるものを

利用して浸水対策

▷家庭でできる簡易水防工法は緊急時の簡易的な対策ですので、完全に浸水を防げるわけではありませんが、被害の軽減につながります。

ごみ袋で作る簡易水防工法(簡易水防工法の一例)



△45ℓ程度の容量のごみ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れ中袋をひもでしばり、外袋もひもでしばります。(持ち運べる程度)



△家庭でできる簡易水防工法

△玄関等の前に隙間なく詰めると浸水を軽減できます。また、ダンボール箱に入れると強度が増します。

倒壊事故を起こさないために適切な管理を

ブロック塀等撤去費補助制度

市では、ブロック塀等の全部または一部を撤去する場合の費用の一部を補助しています。

申請方法 総合案内(市役所1階)、防災課(市役所5階)、各市民センター、中央図書館で配布する申請書(2次元コード)、必要書類を直接防災課へ

問 防災課危機管理係



補助対象の要件(抜粋)	補助額
▷避難路等に面しているもの	次のいずれかのうち最も少ない額(1千円未満の端数切り捨て) ▷工事に要した費用の10分の9の額 ▷撤去するブロック塀等の長さ1m当たり8千円を乗じて得た額 ▷18万円
▷ブロック塀等の頂部までの高さが避難路等の地盤面から1mを超えるもの	
▷ブロック塀等の構造部の高さが60cmを超えるもの	
▷地震発生時等に倒壊し、通行を妨げ、または人に危害を及ぼすおそれがあるもの	
▷交付決定後に着手する工事であること	
▷令和6年3月31日までに完了する工事であること	

※その他の要件については、リーフレット(2次元コード)をご確認ください。

スズメバチ等の巣除去費補助金



問 環境政策課環境政策係

対象 令和5年4月1日以降に専門業者に依頼して市内にあるスズメバチ、アシナガバチ、ミツバチの巣を除去し、次のいずれかに該当する場合

- ▷土地や建物の所有者、管理者、占有者が、その土地や建物の内外にある巣を除去した場合
- ▷巣がある土地や建物に隣接する建物の居住者が、所有者等から委任を受けて、その巣を除去した場合
- ▷土地や建物の周辺地域の者が、所有者または管理者の特定が困難または直ちに対応が取れないため、所有者等から委任を受けず、その巣を除去した場合

補助金額 上限1万円

※巣の除去作業に伴う土地や建物の滅失、き損、事故等にかかる費用を控除した額

その他 巣の除去作業を実施する前に、環境政策課へご相談ください。

側溝に汚れた水を流さないで

問 環境政策課環境対策係

河川の白濁や油の流出などの河川事故が毎年発生しています。

市内の道路端の側溝は道路の雨水を河川へ流すために設置されています。ペンキ、洗剤、油や、タバコなどのごみを流すと、河川に流れ出て汚染を引き起こします。

河川の汚染は、住んでいる生き物にも影響を与えるだけでなく、景観を悪化させることにもなります。

ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いします。

空き地の管理をお願いします

問 環境政策課環境対策係

空き地が適正に管理されていないと、雑草が繁茂し、害虫の発生やごみの不法投棄などにより周辺環境の悪化につながるおそれがあります。

このような状況を未然に防ぐためにも、土地所有者等による適正な管理が必要となります。これから暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草刈りなどを定期的に行い、適正に管理するようお願いいたします。

なお、除草剤を使用する際は、あらかじめ周辺の方へ日時や使用目的等の周知を図り、風の弱い日や人通りが少ない時間帯に行うなど周辺環境への配慮をお願いします。

刈払機(動力草刈機)の貸し出し

市では、雑草を刈り取るための刈払機(動力草刈機)を貸し出しています。希望する方は、事前にご連絡ください。